

舎人第一小学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・生活指導部員とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

Ⅱ 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 心の教育の充実
- ② 児童会の活性化
- ③ 学習環境の整備
- ④ 校内におけるいじめ防止研修の実施
- ⑤ スクールカウンセラーの活用
- ⑥ 児童の自己有用感の高揚
- ⑦ 保護者への意識啓発
- ⑧ いじめ相談窓口の拡大
- ⑨ 面談におけるいじめ調査
- ⑩ インターネットへの書き込み

(2) いじめの対応に関すること

- ① いじめを受けた児童を最優先
- ② 迅速な調査
- ③ 関係機関との連携

3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。